

事業計画書 (見積書)				財源内容			
支出科目	事業名	金額	事業内容及び積算の基礎	補助金	会費	その他	
スポーツ事業 業振興費	①スポーツ文化方策の調査・研修		消耗品・通信費等			0	
	②市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業 ・クラブマネージャー・指導者研修事業		会場使用料、講師謝金、消耗品等			0	
	③スポーツ・文化施設管理運営事業					0	
	④市民スポーツ・文化の振興の 為の宣伝、啓発事業 ・ホームページの運営 ・フォトコンテストの実施	38,000 15,000			15,000	38,000 0	
	⑤競技、講習会等市民スポーツ 文化振興事業 ・市民体育大会 ・スポーツアカデミー2024(旧体協チャレンジ) * 芦屋市教育委員会との共催事業 ・運動能力測定会 ・体協フェスタ(体育の日の事業) (教育委員会主催の協賛事業) ・レクリエーションスポーツ普及事業 (県体協からの委託事業並びにレクリエーションスポーツ協会と共催事業) ・ゴーゴーフェスティバル ・収益事業 ・介護予防事業等 (介護予防C指導運営 等) ・市民ゴルフ大会 (芦屋市委託事業) ・芦屋アスリートタウン構想 ユナイテッドプロジェクト (A.C.芦屋ユナイテッド 健康教室 社会貢献事業)	335,000 1,987,000	会場使用料、消耗品費等 備品、消耗品、指導者謝金等	280,000 200,000		55,000 1,787,000	
	⑥各競技力の強化、発展促進事業 ・競技力向上研修会 ・青少年育成事業 ・初心者養成事業 ・市民スポーツ振興事業	44,000 400,000	会場使用料、講師謝金、消耗品等 1競技20,000×14競技 1競技20,000×7競技 1競技20,000×20競技	15,000 250,000		29,000 0 0 150,000	
	⑦関係各機関、団体との協力・ 連絡調整事業 ・各種会議 ・交流会開催事業 ・地域連携・社会貢献活動支援	30,000 280,000	消耗品費			30,000 280,000	
	⑧体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	60,000	会場使用料、盾、メダル等	60,000		0	
	計	44,291,000		1,200,000	0	43,091,000	
	事務費	運営費 協会運営費等	83,000	消耗品費、役員費、慶弔費、関係団体等(負担金)等 事務局運営費		83,000	0
	計	83,000			83,000	0	
	その他	消費税	2,036,000				2,036,000
		法人税	82,000				82,000
		予備費				451,000	(451,000)
	合計		46,492,000		1,200,000	534,000	44,758,000
上記以外の事業内容				会費納入対象の会員数(前年度) 6945人			
				収入金の積算、その他収入の内訳			
※◎事業費 … 総会費、大会出席費、活動費等 ◎事務費 … 人件費、役員会費、需用費等 ◎支出科目ごとに財源内訳を記入すること ◎補助金は、市・県・社(社協)別々に記入のこと				正会員会費@2000×65人 130,000 団体登録費@4000×21種目 84,000 賛助会員会費 320,000 県体育協会助成対象事業 20,000 芦屋市委託料(市民ゴルフ大会) 330,000 各研修会、講習会参加費 15,000 スポーツアカデミー2024 1,751,000 収益事業 8,468,000 介護予防事業等 20,185,000 ユナイテッドプロジェクト 11,746,000 ゴルフ大会参加費 2,144,000 交流会参加費等連絡調整事業 280,000 その他助成金 1,200,000 その他収入 40,000			
◎本表の作成にあたっては、出席者負担金等実費弁償的な収入は算出しません				46,713,000			

実績報告は、本表に準じて作成すること。

令和5年度 芦屋市補助金等交付報告書

代表者 会長 西田 俊一

事業報告書 (決算書)				財源内容		
支出科目	事業名	金額	事業内容及び積算の基礎	補助金	会費	その他
スポーツ事業 振興費	①スポーツ文化方策の調査・研修					
	②市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業 ・クラブマネージャー・指導者研修事業 ・スポーツフォーラム	35,091 132,000			4,000	31,091 132,000
	③スポーツ・文化施設管理運営事業	17,505,784	運営・管理費等			17,505,784
	④市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業 ・ホームページの運営 ・フォトコンテストの実施	0 6,834	運営管理費等 副賞、消耗品等		6,000	0 834
	⑤競技、講習会等市民スポーツ文化振興事業 ・市民体育大会 ・スポーツアカデミー (芦屋市教育委員会との共催事業)	306,208 1,789,256	会場使用料、消耗品費等 備品、消耗品、指導者謝金等		300,000	6,208 1,789,256
	・体協フェスタ(体育の日の事業) (教育委員会主催の協賛事業)	58,580	会場使用料、消耗品費等		58,000	580
	・レクリエーションスポーツ普及事業 (県体協からの委託事業並びにレクリエーションスポーツ協会と共催事業)	50,000	会場使用料、消耗品費等		50,000	0
	・ゴーゴーフェスティバル	0	※コロナにより未実施			0
	・介護予防事業等 (介護予防C指導運営等)	11,078,877	講師謝金、賃金、消耗品、役員費等			11,078,877
	・市民ゴルフ大会 (芦屋市委託事業)	2,145,078	使用料、賞品代、消耗品、等			2,145,078
	・芦屋アスリートタウン構想 ユナイテッドプロジェクト (A.C.芦屋ユナイテッド 健康教室 社会貢献事業)	22,324,422	会場費、消耗品費、講師謝礼金等		146,000	22,178,422
	⑥各競技力の強化、発展促進事業 ・競技力向上研修会 ・青少年育成事業 ・初心者養成事業 ・市民スポーツ振興事業	39,251 200,000 100,000 220,000	会場使用料、講師謝金、消耗品等 1競技上限20,000×8競技 1競技上限20,000×5競技 1競技上限20,000×11競技		6,000 199,000 99,000 219,000	33,251 1,000 1,000 1,000
	⑦関係各機関、団体との協力・連絡調整事業 ・各種会議 ・新年交流会 ・社会貢献活動支援	66,520 0 0			66,000	520 0 0
	⑧体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	47,586	会場使用料、筆耕代、盾、メダル等		47,000	586
	計	56,105,487			1,200,000	0
事務費	運営費 協会運営費等	26,300	事務局運営費(消耗品費、役員費、慶弔費等)		20,000	6,300
計	26,300				20,000	6,300
その他	消費税 消費税及び地方消費税	1,301,100				1,301,100
	法人税 法人税・市県民税等	82,000				82,000
	予備費				196,000	(196,000)
合計	57,514,887			1,200,000	216,000	56,098,887
上記以外の事業内容				収入金の積算、その他収入の内訳		
当期正味財産増減額 ▲ 3,903,407円 ※ 53,611,480円(収入計)－57,514,887円(支出計)				正会員会費@2000×65人 130,000 団体登録費@4000×21種目 84,000 賛助会員会費 0 芦屋市スポーツ振興補助金 1,200,000 県体育協会助成対象事業 40,000 その他助成金 521,000		
※◎事業費 … 総会費、大会出席費、活動費等 ◎事務費 … 人件費、役員会費、需用費等 ◎支出科目ごとに財源内訳を記入すること ◎補助金は、市・県・社(社協)別々に記入のこと				事業収入 51,636,462 その他収益(受取利息等) 18		
◎本表の作成にあたっては、出席者負担金等実費弁償的な収入は算出しないこと				53,611,480		

活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	130,000		
賛助会員受取会費	0		
加盟団体受取会費	84,000	214,000	
2. 受取助成金等			
芦屋市スポーツ振興助成金	1,200,000		
兵庫県スポーツ協会助成金	40,000		
その他助成金（日本スポーツ振興センター、ヨネックス財団）	521,000	1,761,000	
3. 指定管理事業収入			
指定管理料		0	
4. 事業収入			
(1) 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査・研究事業	0		
(2) 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業	155,000		
(3) スポーツ・文化施設管理運営事業	0		
(4) 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業	0		
(5) 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業	51,456,462		
(6) 各競技力の強化、発展促進事業	13,000		
(7) 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業	0		
(8) 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	0	51,624,462	
5. その他収益			
受取利息	18		
雑収入	12,000	12,018	
経常収益計			53,611,480
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与(正規職員)	13,610,702		
賃金(非常勤職員)	10,822,924		
福利厚生費	3,085,942		
人件費計	27,519,568		
(2) その他経費			
会議費	152,790		
旅費交通費	8,520		
通信運搬費	244,438		
消耗品費	1,208,202		
消耗什器備品費	10,000		
修繕費	0		
印刷製本費	60,479		
光熱水費	120,286		
賃借料	3,219,499		
保険料	231,050		
租税公課	2,369,000		
負担金	2,323,440		
委託料	11,949,195		
研修費	0		
手数料	1,889,615		
広告宣伝費	277,357		
講師謝礼金	3,083,219		
費用弁償	1,600,144		
雑損失	1,600		
交際費	167,500		
仕入	10,000		
減価償却費	960,685		
その他経費計	29,887,019		
事業費計		57,406,587	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与・報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	1,210		
通信運搬費	894		
賃借料	4,460		
租税公課	1		
手数料	19,635		
雑損失	100		
その他経費計	26,300		
管理費計		26,300	
経常費用計			57,432,887
税引前当期正味財産増減額			▲ 3,821,407
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			▲ 3,903,407
前期繰越正味財産額			26,394,515
次期繰越正味財産額			22,491,108

令和5年度事業報告書

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

事業の成果

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会は、芦屋市の地域スポーツを統括する団体として、芦屋市のスポーツ文化の振興と市民の健康に寄与することを目的に、「スポーツで元気な街づくり」をモットーに活動して参りました。

新型コロナウイルス感染症の法上の扱いが変更され、季節性のインフルエンザと同様の扱いとなったことで、事業の運営はコロナ以前の状況に戻りつつありますが、協会実施の事業への参加者が十分に返って来ていないのが実情です。

中学校の部活動の地域移行の実施が目前に迫ってきました。芦屋市では令和5年度によろやく検討会議が立ち上げられ検討が始まりましたが、具体的な方策は見えていないのが現状ではないでしょうか。地域スポーツを統括する当協会としては、部活動の地域移行に対して何ができるのか、何をしないとイケないのか検討を進める必要があります。

協会財政の改善は引き続き喫緊の課題です。これまで人件費の削減や事業運営方法の改善に取り組み、単年度の収支状況は徐々に改善してきましたが、未だ財政の黒字化が達成できておらず、このままでは協会の存続が難しい状況となりつつあり、協会財政の再建に猶予がない事態となっています。

協会の財政状況について、会員の皆様のご理解を頂き、財政の改善に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事業の実施状況 *定款第5条の事業区分による

I 特定非営利活動に係る事業

1. 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業

令和5年度は実施しなかった。

2. 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業

(1) クラブマネージャー・スポーツ指導者研修会

事業内容： スポーツ庁策定のスポーツ団体ガバナンスコードにおけるコンプライアンスについて

実施日： 令和5年6月4日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター 大会議室

従事者数： 5名
受益対象： スポーツアカデミー指導者・スポーツ協会加盟団体会員22名

(2) 部活動×地域スポーツフォーラム in Ashiya

事業内容： 加盟団体をはじめとする関係団体と共に、芦屋市における部活動地域移行を一緒に考える場としてフォーラムと懇親会を開催した。

実施日： 令和6年2月3日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター 大会議室 及び 広東料理「三味菜館」

従事者数： 6名

受益対象： 67名

3. スポーツ・文化施設管理運営事業

スポーツ・文化施設の指定管理業務

事業内容： 芦屋市よりスポーツ施設の指定管理を受託し、市内のスポーツ施設を管理運営した（ミズノ、MSS、理研との協同事業）。

実施期間： 平成5年4月1日～令和6年3月31日

実施場所： 芦屋市総合公園

受益対象： スポーツ・文化施設利用者

4. 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業

(1) ホームページの運営

事業内容： スポーツ協会のホームページを運営し、スポーツ協会・加盟団体・主催事業を積極的に広報した。

実施期間： 通年

従事者数： 11名

(2) スポーツフォトコンテストの開催

事業内容： スポーツに関するフォトコンテストを開催した。

実施期間： 募集期間 令和6年1月～3月

表彰式 令和6年5月5日

実施場所： 芦屋市内

従事者数： 11名

受益対象： 15名

5. 競技、講習会等市民スポーツ振興事業

(1) 芦屋市民スポーツ大会総合開会式

事業内容： 16種目協会が開会式を開催した。

実施日： 令和5年6月4日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター 競技場

受益対象：加盟種目協会会員 200名

(2) 芦屋市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）

事業内容： 12種目協会がスポーツ大会を実施した。

実施期間： 令和5年5月～令和6年3月

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設

受益対象： 芦屋市民及び加盟団体の会員 1,075名

(3) ゴーゴーフェスタ2023

事業内容： こどもの日の行事を行った（芦屋市子ども会連絡協議会と共催）。

実施日： 令和5年5月5日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター 川西運動場

受益対象： 芦屋市民及び近隣住民 約700名

(4) 芦屋スポーツアカデミー2023

事業内容： 芦屋スポーツアカデミーに参加する種目協会で行実行委員会を組織し、地域の子ども居場所づくりスポーツクラブの運営を行った。

実施期間： 令和5年6月～令和6年3月 月2～3回

*感染症対策の継続措置でコース2の募集を見合わせた。

*申込人数の少なかった種目の開催を中止した。

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設

従事者数： 7種目 42名

受益対象： 芦屋市内及び近隣地域小中学生 157名

(5) スポーツフェスタ

事業内容： 芦屋市が実施する体力づくり強調月間に協賛し、市民を対象としてスポーツ体験の機会を提供した。

実施期間： 令和5年10月9日

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設

実施種目： 登山会・卓球・ソフトテニス・テニス・ソフトボール・サッカー・日本拳法
ゴルフ

受益対象： 芦屋市民 300名

(6) クロリティー交流大会

事業内容： クロリティー(西洋輪投げ)を介して芦屋市民の交流を図る大会を提供した。

実施日： 令和6年3月30日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター 競技場

受益対象： 芦屋市民 100名

(7) 介護予防センター事業等業務

事業内容： 介護予防センター及びセンターを核とした介護予防事業（各種教室や市民団体へのトレーナー派遣事業など）の運営全般（企画・広報・受付・指導）を

担った。

実施期間： 令和5年4月1日～令和6年3月31日
介護予防センター並びに各種教室は新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で開室（開催）した。
*事前予約・定員制（05.11～レイアウト変更・定員増）、プログラム強度の調節、使用後の会場換気と用具の消毒徹底等

実施場所： 介護予防センター及び市内各所

従事者数： 18名

受益対象： 介護予防センター利用者 21718名(予防センター内教室参加者含む)
市内各所開催の教室・トレーナー派遣参加者 約1500名
からだ測定会 測定・処理（入力・印刷）・評価 約700名

(8) 芦屋市民ゴルフ大会（市委託事業）

事業内容： 芦屋市民ゴルフ大会を開催した。

実施日： 令和5年8月24日

実施場所： 芦屋カンツリー倶楽部

従事者数： 8名

受益対象： 芦屋市民 134名

(9) A. C. 芦屋ユナイテッド（芦屋スポーツアカデミー）

事業内容： 総合型地域スポーツクラブとして、子どもから大人までを対象としたクラブ活動を実施した。

実施期間： 通年

実施場所： 芦屋市内スポーツ施設

従事者数： 20名

受益対象： 会員数211名（令和6年3月末時点）

(10) ユナイテッドスタジアム芦屋運営事業

事業内容： 休眠施設であった県企業庁職員用テニスコートを整備し、ユナイテッドスタジアム芦屋としてスポーツ協会及び種目協会の活動拠点とした。また、地域還元のため芦屋市民を対象とした開放事業、スポーツ推進を図るための施設活用事業を芦屋市と協働で行った。その他、ユナイテッドスタジアムテニスクラブを運営した。

実施期間： 令和5年4月～令和6年3月

実施場所： 芦屋ユナイテッドスタジアム（芦屋市浜風町30番30号）

従事者数： 9名

受益対象： スタジアム利用者 延べ4,400名

(11) タイガースアカデミー

事業内容： 阪神タイガースと協働でベースボールスクールを実施

実施期間： 令和5年4月～令和6年3月

実施場所： 芦屋中央公園野球場

受講生： 96名(幼児10名、1・2年生25名、3・4年生42名、5・6年生19名)

(12) アイナックサッカースクール

事業内容： アイナックと協働でサッカー教室を実施

実施期間： 令和5年4月～令和6年3月

実施場所： 芦屋市総合公園

受講生： 10名

(13) A.C.芦屋ユナイテッドテニススクール

実施内容： 芦屋ローンテニス・双葉連合事業体と協働でテニススクールを実施

実施期間： 令和5年4月～令和6年3月

実施場所： 芦屋公園テニススクール

受講生： 82名(令和6年3月末時点)

6. 各競技力の強化、発展促進事業

(1) 競技力向上研修会

事業内容： 「怪我の種類とその対処について」をテーマに研修を行った。

実施日： 令和6年2月17日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター 競技場2、控え室

受益対象： 芦屋市及び近隣地域指導者 26名

(2) 青少年育成事業

事業内容： 10加盟種目協会が青少年育成事業を実施した。

実施期間： 通年

実施場所： 芦屋市内

受益対象： 芦屋市民

(3) 初心者養成事業

事業内容： 5加盟種目協会が初心者養成事業を実施した。

実施期間： 通年

実施場所： 芦屋市内

受益対象： 芦屋市民

(4) 市民スポーツ振興事業

事業内容： 12加盟種目協会が市民を対象に実施する事業に助成を行った。

実施期間： 通年

実施場所： 芦屋市内

受益対象： 芦屋市民及び加盟団体

7. 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業

-
- (1) 芦屋ユナイテッド・グラウンド・ゴルフ大会(芦屋市スポーツ協会長杯)
事業内容： 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会との共催でグラウンド・ゴルフ大会を開催した。
実施日： 令和5年11月2日
実施場所： 芦屋市総合公園
従事者数： 約20名
受益対象： 178名
- (2) リレー・フォー・ライフ芦屋2023
事業内容： がん征圧のチャリティイベントとしてリレー・フォー・ライフ芦屋を開催した。
実施日： 令和5年9月2日
実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター、川西運動場
- (3) 難民支援事業 芦屋ユナイテッドリレーマラソン2023
事業内容： 難民支援のチャリティイベントとしてリレーマラソン大会を開催した。
実施日： 令和5年11月26日
実施場所： 芦屋市総合公園
従事者数： 約58名
受益対象： 101チーム(フルリレーマラソン 60, ファミリーリレーマラソン41)
- (4) 難民支援事業 第6回芦屋ユナイテッド市民ゴルフ大会
事業内容： 難民支援のチャリティイベントとして、ゴルフ大会を開催した。
実施日： 令和5年11月13日
実施場所： 芦屋カンツリー倶楽部
従事者数： 約6名
受益対象： 123名
- (5) スペシャルオリンピックス日本兵庫芦屋プログラム
事業内容： スペシャルオリンピックスの活動に協力した。
実施期間： 通年
実施場所： ユナイテッドスタジアム芦屋
- (6) 潮芦屋ビーチクリーン大作戦 in フェスタ
事業内容： 関係団体と実行委員会を組織してビーチフェスタを開催した。
実施期間： 令和5年10月8日
実施場所： 潮芦屋ビーチ
従事者数： 8名
受益対象： 近隣住民
- (7) 各種委員会等の開催
事業内容： 総務・広報・事業育成の各委員会、総会、理事会、役職者会、芦屋スポーツアカデミー実行委員会を開催。県スポーツ協会が開催する会議に参加した。
実施日： 随時

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター、芦屋市民センター ほか
従事者数： 各委員会委員等
受益対象： 加盟団体会員

(8) 交流会

今年度は実施しなかった。

8. 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業

体育功労者ならびに優秀選手の表彰

事業内容： スポーツ協会加盟団体の会員の中で、協会運営に長年功労のあった者及び令和4年度各種大会において優秀な成績を修めた者を表彰した。

実施日： 令和5年6月4日

実施場所： 芦屋市立体育館・青少年センター

受益対象： 加盟団体会員 団体6、個人11

II その他の事業

1. スポーツ用品等販売事業

令和5年度は実施しなかった。

2. スポーツ用品等貸付事業

令和5年度は実施しなかった。

令和6年度活動予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	130,000	
賛助会員受取会費	320,000	
加盟団体受取会費	84,000	534,000
2. 受取助成金等		
芦屋市スポーツ振興補助金	1,200,000	
兵庫県スポーツ協会助成金	20,000	
その他助成金(ヨネックス)	150,000	1,370,000
3. 事業収入		
(1) 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査・研究事業	0	
(2) 市民スポーツ・文化の指導・奨励と指導者の養成事業	0	
(3) スポーツ・文化施設管理運営事業	0	
(4) 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業	20,000	
(5) 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業	44,494,000	
(6) 各競技力の強化、発展促進事業	15,000	
(7) 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業	280,000	
(8) 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	0	
計		44,809,000
4. その他収益		
雑収入		
計		
経常収益計		46,713,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与(正規職員)	9,853,000	
賃金(非常勤職員)	12,731,000	
福利厚生費	2,101,000	
人件費計	24,685,000	
(2) その他経費		
会議費	240,000	
通信運搬費	301,000	
消耗品費	1,593,000	
消耗什器備品費	0	
修繕費	240,000	
印刷製本費	25,000	
光熱水費	144,000	
賃借料	3,429,000	
保険料	229,000	
租税公課	161,000	
負担金	1,715,000	
委託料	6,646,000	
手数料	1,831,000	
広告宣伝費	0	
講師謝礼金	1,504,000	
費用弁償	1,538,000	
仕入	10,000	
その他経費計	19,606,000	
事業費計		44,291,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与・報酬	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信運搬費	0	
負担金	64,000	
手数料	19,000	
その他経費計	83,000	
管理費計		83,000
経常費用計		44,374,000
税引前当期正味財産増減額		2,339,000
消費税、法人税等引当金		2,118,000
当期正味財産増減額		221,000
前期繰越正味財産額		22,491,108
次期繰越正味財産額		22,712,108

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会

基本方針

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会は、国際文化住宅都市芦屋の地域スポーツを統括する団体として、芦屋市のスポーツ文化の振興と市民の健康に寄与することを目的に「スポーツで元気な街づくり」をモットーに活動して参りました。

新型コロナウイルス感染症の法上の扱いが変更され、季節性のインフルエンザと同様の扱いとなったことで、事業の運営はコロナ以前の状況に戻りつつありますが、協会実施の事業への参加者が十分に返って来ていないのが実情です。

中学校の部活動の地域移行の実施が目前に迫ってきました。芦屋市では令和5年度にようやく検討会議が立ち上げられ検討が始まりましたが、具体的な方策は見えていないのが現状ではないでしょうか。地域スポーツを統括する当協会としては、部活動の地域移行に対して何ができるのか、何をしないとイケないのか検討を進める必要があります。

協会財政の改善は引続き喫緊の課題です。これまで人件費の削減や事業運営方法の改善に取り組んできましたが、未だ財政の黒字化が達成できておらず、このままでは協会の存続が難しい状況となり、協会財政の再建に猶予がない事態となっています。

協会の財政を改善するために、令和6年度は職員の削減や大幅な事業の見直しを行います。各種目協会の事業運営にも影響のある内容も出てきますが、協会の財政状況について、会員の皆様のご理解を頂き、財政の改善に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事業の実施計画（定款第5条の事業区分による）

I 特定非営利活動に係る事業

1. 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業
2. 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業
3. スポーツ・文化施設管理運営事業

芦屋市総合公園

ミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体で管理運営する。
(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

4. 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝、啓発事業

ホームページによる市民スポーツ振興事業

市民スポーツの振興を図るためのホームページの維持管理を行う。

第16回スポーツフォトコンテスト

市民スポーツの振興を図るための各種事業を、加盟する種目団体と共催で実施。また、周知活動として写真講座を開催予定。

5. 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業

芦屋市民スポーツ大会総合開会式

芦屋市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）の総合開会式を行う。

芦屋市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）

加盟協会が市民スポーツ大会（スポーツ協会長杯）を随時開催し、優勝者にスポーツ協会長杯を授与する。

芦屋スポーツアカデミー2024

7種目の競技を通して、子どもたちがスポーツに触れ、続けてゆくための場を提供する。
（芦屋市との共催）

スポ協フェスタ

芦屋市の体力づくり強調月間に広く市民が参加できるイベントを加盟種目協会と協働で行う。

クロリティー交流大会

クロリティー（西洋輪投げ）を介して芦屋市民の交流を図る。
（レクリエーションスポーツ協会との共催）

5. 5（ゴーゴー）フェスタ2024

子どもたちがスポーツや遊びに興味をもつきっかけ作りを目的とした様々なイベントを「こどもの日」に開催する。

芦屋市民ゴルフ大会

ゴルフを介し市民交流を図ることを目的に開催する。（芦屋市からの受託事業）

介護予防センター事業等業務

介護予防センターにおける一般高齢者に対する運動指導と一般高齢者・特定高齢者対象の通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の運営全般を行う。（芦屋市からの受託事業）

A. C. 芦屋ユナイテッド

芦屋アスリートタウン構想の中核をなす総合型地域スポーツクラブを運営する。

アスリートタウン構想／芦屋ユナイテッドプロジェクト

芦屋アスリートタウン構想の理念に基づく事業の企画・検討・調査を実施する。

ユナイテッドスタジアム芦屋活用事業

芦屋市ソフトテニス協会等の活動拠点としての運用に加え、地域還元として芦屋市民を対象とした開放事業及びスポーツ推進を図るための施設活用事業を芦屋市と協働で行う。

また、ユナイテッドスタジアム芦屋テニスクラブ（USA.TC）を運営し一層の競技普及を目指す。

タイガースアカデミー

毎週火・水曜日に小学生対象の青少年育成野球教室を阪神タイガースと協働で開催する。

アイナックサッカースクール

毎週水曜日に小学生対象のサッカー教室をアイナックと協働で開催する。

A.C.芦屋ユナイテッドテニススクール

芦屋ローンテニス・双葉連合事業体と協働でテニススクールを開催する。

6. 各競技力の強化、発展促進事業

競技力向上研修会

各種目共通に競技力向上を図れるテーマに沿い、指導力、競技力の向上を目的とした研修会を開催する。

市民スポーツ振興事業

スポーツ協会加盟21種目協会と協働で市民スポーツの振興のための事業を実施する。

7. 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業

各種委員会等の開催

総務、広報、事業育成の各委員会、総会、理事会、役職者会等の開催。

交流会

スポーツ協会会員相互の親睦を図るため、交流会を実施する。

芝生化事業の推進（アスリートタウン構想の実現）

関係団体の賛同を得て立ち上げた芝生化実行委員会の事業として芝生化事業を行う。

地域連携活動（アスリートタウン構想の実現）

芦屋グラウンド・ゴルフ大会

芦屋市総合公園にて11月に開催する。（協力：芦屋グラウンド・ゴルフ協会）

リレー・フォー・ライフ芦屋

川西運動場、芦屋市立体育館・青少年センターにて9月に開催されるがん征圧のためのチャリティイベントに協力する。（主催：リレー・フォー・ライフ関西実行委員会/日本対がん協会）

社会貢献事業

スポーツを介したチャリティ事業を行う。

芦屋ユナイテッドリレーマラソン（芦屋市総合公園にて11月に開催）

芦屋ユナイテッド市民ゴルフ大会（芦屋カンツリー倶楽部にて11月に開催）

障がい者スポーツ

スペシャルオリンピックス兵庫芦屋プログラムへの協力等障がい者スポーツの振興を図る。
ジュニア～ジュニアユース世代の育成

地域におけるジュニア～ジュニアユース世代育成のため、練習会や競技大会等の運営を支援する。

8. 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業

体育功労者ならびに優秀選手の表彰

スポーツ協会加盟団体の会員の中で、協会の運営に長年功労のあった者及び令和5年度の各種大会において優秀な成績を収めた者を芦屋市民スポーツ大会総合開会式において表彰する。

II その他の事業

1. スポーツ用品等販売事業

スポーツ施設等において、スポーツ用品やウェアを販売する。（準備中）

2. スポーツ用品等貸付事業

スポーツ施設や講習会の会場においてスポーツ用品を貸し出す。（準備中）

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を芦屋市山芦屋町28番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民を中心に、スポーツ及び文化の指導・講習会・競技会等を行い、芦屋市におけるスポーツ及び文化の普及・振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査、研究事業
 - ② 市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業
 - ③ スポーツ・文化施設管理運営事業
 - ④ 市民スポーツ・文化の振興の為の宣伝、啓発事業
 - ⑤ 競技、講習会等市民スポーツ文化振興事業
 - ⑥ 各競技力の強化、発展促進事業
 - ⑦ 関係各機関、団体との協力・連絡調整事業
 - ⑧ 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業
- (2) その他の事業
 - ① スポーツ用品等販売事業
 - ② スポーツ用品等貸付事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 加盟団体会員 この法人の目的に賛同して入会した芦屋市内における種目別のスポーツ統轄団体及び種目別の学校体育統轄団体（ただし、それぞれ1種目1団体に限る。）

(入会)

第7条 会員の入会については、前条第3号ただし書に定めるもののほか特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問等及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上

(2) 監事 1人以上

(選任)

第14条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人以上5人以下

(3) 理事長 1人

(4) 副理事長 1人以上6人以下

3 理事及び監事は、兼任することはできない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、この法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命を受けて日常業務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第20条 この法人は、理事会の議決により、名誉会長及び顧問、相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問、相談役は、会長の諮問に応じて助言を行い、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 名誉会長及び顧問、相談役に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第55条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム(Web会議システム)を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム(Web会議システム)を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第40条 この法人に、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置・運営に関しては、別に規定を定める。

(委員会の目的)

第41条 委員会は、この法人の運営を円滑にできるように審議・活動する。

- 2 委員会は、審議案等を理事会に提出することができる。

(委員会の種類)

第42条 委員会は、総務委員会・広報委員会・事業育成委員会の3種とする。

(構成員の選任)

第43条 委員会の構成員の人数は、理事会において決定し、その構成員は、正会員及び加盟団体会員の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第45条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第48条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 兵庫県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名称) 芦屋市

(合併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 花木 義輝

副会長 牧野 君代

副会長 高橋 誠彦

副会長 水落 章治

理事長 北條 正夫

副理事長 京田 弘幸

理事 山根 修志

理事 岡本 迪宏

理事 市井 夕美

理事 相場 勉
理事 三方 良彦
理事 樋口 裕
理事 益田 健二
理事 森 正行
理事 中田 豪
理事 原田 次代
理事 益田 美恵子
理事 上田 秀憲
理事 西田 俊一
理事 國廣 正則
理事 炭原 修一
理事 木下 哲
理事 大江 恵
理事 渡邊 次郎
理事 黒田 敦子
理事 濱田 雅義
監事 若林 裕子
監事 森口 武

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金0円 年会費2,000円
 - (2) 賛助会員 入会金0円 年会費一口10,000円
 - (3) 加盟団体会員 入会金0円 年会費4,000円